

防府市
地域クラブ活動の運営に
関するガイドライン

令和6年（2024年）12月

防 府 市

防府市教育委員会

目 次

1 「防府市地域クラブ活動の運営に関するガイドライン」策定の趣旨	・・・・	1
2 適切な運営のための体制整備	・・・・	1
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・・	2
4 適切な休養日等の設定	・・・・	3
5 安全管理と事故防止について	・・・・	4

1 「防府市地域クラブ活動の運営に関するガイドライン」策定の趣旨

本ガイドラインは、防府市の地域クラブ活動を対象とし、生徒たちにとって望ましい活動環境を構築し、最適に実施されることをめざすものとする。

本運営に関するガイドラインの基本的な考え方は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)、「新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」(令和5年(2023年)10月山口県 山口県教育委員会)及び「防府市地域クラブ活動推進方針」(令和6年(2024年)6月防府市教育委員会)を遵守することを原則としたうえで、防府市が認定した地域クラブにおいては、このガイドラインに基づき地域クラブ活動を運営することとする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間計画及び月間計画の作成

地域クラブ活動の代表者は本ガイドラインに則り、毎年度「地域クラブ活動に係る活動方針」を策定する。また、年間・月間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）及び会計報告書を作成し、クラブ管理事務局へ提出する。

また、地域クラブ活動の代表者は毎年度、活動運営（活動時間や場所、参加予定の大会、年間の経費等）について、保護者説明会を開催するなど、適切な機会を設けて保護者、生徒に説明し理解を得る。

(2) 運営体制

地域クラブ活動を実施する場合は、適切な指導と、安全管理を徹底するため、地域クラブ活動の指導者が活動場所に立ち会うことを原則とする。

また、一つの地域クラブ活動には、原則2人以上の指導者を置き複数人の指導者による組織的な運営が実施できるようにする。

(3) 活動場所や活動環境の整備

地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図る活動であるため、市が環境整備した場所で地域クラブの活動を実施することができる。

① 学校施設等の活用

活動場所については学校部活動と同様、中学校施設を優先的に使用できるよう調整を行う。また、小学校施設においても利用できるよう運営協議会において

調整を行う。調整は、防府市クラブ管理事務局が行う。

公共のスポーツ・文化芸術施設についても利用が考えられるため、下記施設を地域クラブ活動として利用する際は、会場使用料の一部を減免とする。(備品・空調使用料は除外)

【減免対象施設】

- ・ソルトアリーナ防府
- ・武道場
- ・陸上競技場
- ・野球場
- ・運動広場
- ・人工芝多目的グラウンド
- ・向島運動公園テニスコート
- ・向島運動公園多目的広場
- ・防府市公会堂

② 学校施設・用具等の利用ルール

地域クラブ活動における、学校施設・用具等の利用については、学校開放事業によるほか、各学校のルールに従うこと。

③ 既存部活動の用具類の取扱い

学校長は、学校部活動で所有している用具類等について、学校部活動を引き継ぐ地域クラブでも使用できるよう検討する。

地域クラブは、使用したい用具類について各学校の校長の許可を取ること。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

① 地域クラブの指導者は、生徒のバランスのとれた心身の成長の確保の観点から、休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、様々なリスクを高めることを正しく理解する。

② 地域クラブの指導者は、生徒が生涯にわたって、スポーツや文化芸術等に親しむ基礎を養うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、地域クラブ活動の特性を踏まえ、休養を適切にとりつつ短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 体罰、ハラスメントの防止

体罰は法律で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。いわゆる「勝利至上主義」に偏るあまり、生徒の人格を傷つ

ける言動や体罰等の行為を、厳しい指導として正当化することは決してあってはならず、地域クラブの代表者は、全指導者で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等によって、生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう併せて配慮する。

(3) 参加する大会等の精選

地域クラブの代表者は、参加する大会等や地域の行事等を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事等に参加することが、生徒や保護者の過度な負担とならないよう、参加する大会等や地域の行事等を精選する。

4 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。また、大会やコンクール等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、生徒、保護者の承認を得る。

(1) 学期中の週当たりの休養日の設定について

- ① 週当たり 2 日以上の休養日を設ける。
- ② 平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。
- ③ 大会参加等により、やむを得ず土曜日及び日曜日の両日とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ④ 定期テスト期間中及びテスト前 1 週間を休養日とする。
- ⑤ ①②③については、長期休業中も同様とする。

(2) 長期休業中における適切な期間の連続休業日の設定について

- ① 各学校で定める「学校閉序日」等を活用して連続休養日を設ける。
- ② 可能な限り長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 1 日の活動時間の制限について

- ① 平日（授業日）は、2 時間程度とする。
- ② 土曜日及び日曜日（祝日や長期休業を含む）は、3 時間程度とする。

(4) 活動時間帯について

- ① 平日は午後4時30分から午後9時まで。
- ② 土曜日及び日曜日（祝日や長期休業を含む）は、午前8時から午後5時まで。（大会参加等やむを得ない場合を除く）

5 安全管理と事故防止について

(1) 活動中の事故・傷病への対応

地域クラブの指導者は、隨時、生徒の体調等の確認、使用する施設・設備や用具等の定期的な安全確認を行うこと。また、事故が起こった場合の対処の仕方（AEDの使用方法等）を定期的に確認するとともに、救急対応など緊急時に関する連絡体制の整備を行い、事故発生時に適切に対応できるようにすること。

(2) 保険への加入について

地域クラブ代表者は、指導者及び参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けること。

(3) 熱中症対策等

地域クラブの指導者は、活動時の暑さ指数（WBGT）や気象条件について留意し、適切な休養や水分補給、活動中止の判断を行うこと。また、活動の中止や中断に備えて、暑さ指数の記録をとるなどして判断基準を明確にするとともに、保護者や医療機関への連絡体制を整えておくこと。

(4) その他

暑さ指数（WBGT）が基準を超えた場合や、台風の接近などで学校が休業となった際には、地域クラブ活動についても活動を中止とする。

暑さ指数 (WBGT)	(参考) 気温 (°C)	熱中症予防運動指針	
31 以上	35 以上	運動は原則 中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
28~31	31~35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止する。
25~28	28~31	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30 分おきくらいに休憩を取る。
21~25	24~28	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。